

令和2年2月17日

関係団体・企業各位

一般社団法人次世代自動車振興センター

「サポカー補助金」において、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置に係る補助金の交付対象となる取扱事業者の認定手続きについて

平素より大変お世話になっております。

さて、当センターでは、令和元年度「サポカー補助金」※の補助事業者（執行団体）に決定し、現在、事業開始に向けた準備を進めているところです。

「サポカー補助金」は、安全運転サポート車の車両（新車・中古車）購入補助と後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「後付けの装置」という。）購入補助の2種類の補助制度で構成されます。

今般、後付けの装置の設置に係る補助金の概要とその取扱事業者の認定手続きについて、下記のとおり、お知らせいたします。

※「サポカー補助金」とは、経済産業省による自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」及び国土交通省による事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」の総称です。

## 記

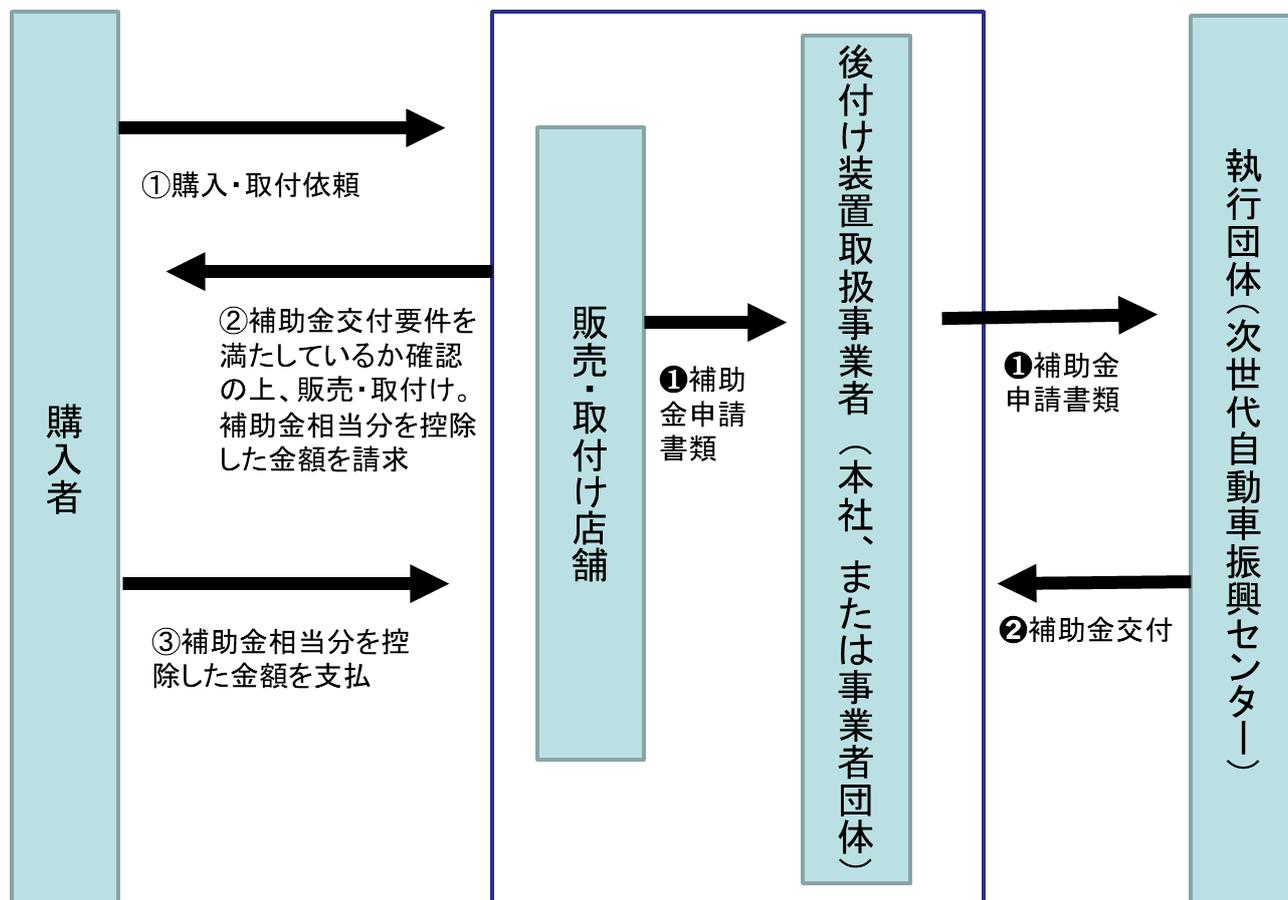
### 1. 後付けの装置の設置に係る補助金の概要

- ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するものとして、国の「サポカー補助金に関する審査委員会」において、補助対象装置として認定された後付けの装置※を、65歳以上の高齢運転者が購入・取付けする際に要する費用について、最大4万円を補助。
- 後付けの装置の設置に係る補助金では、当センターが認定した取扱事業者（以下「後付け装置取扱事業者」という。）の店舗等において、補助対象となる後付けの装置の購入・取付けを行う場合に、購入者は、購入・取付けに要する費用から補助金相当額を控除した金額を負担。
- 後付け装置取扱事業者からの補助金交付申請に応じて、当センターは、後付け装置取扱事業者に対して補助金を交付。

※サポカー補助金の対象となる車種・グレード等について（2019年12月23日 経済産業省）  
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191223008/20191223008.html>

※後付け急発進等抑制装置の先行個別認定結果（2019年12月17日 国土交通省）  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000328.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html)

（参考：後付けの装置の設置に係る補助金の交付フロー）



## 2. 後付け装置取扱事業者の認定について

### ○ 後付け装置取扱事業者の業務内容

#### ① 補助対象となる後付けの装置の販売・取付け

- 後付け装置取扱事業者は、装置の購入者が補助金要件に適合しているか確認した上で、販売・取付けします。

補助金要件の例：

- ・ 運転免許証を保有し取付ける自動車は自らが運転する自動車か
- ・ 補助金交付対象年齢（65歳以上）であるか 等
- 後付けの装置の補助金は、装置の購入者への交付ではなく、後付け装置取扱事業者への交付を介して、実質的に、購入者へ還元されるスキームとします。具体的には、後付け装置取扱事業者が、店舗等において、補助対象

となる装置の販売・取付けを行う際に、補助金相当額を控除した金額で販売・取付けしていただきます。

## ② 補助金の申請

- 後付け装置取扱事業者には、装置の販売・取付け後に、必要な書類を揃え、当センターに郵送いただきます。その後、当センターでの審査を経て、後付け装置取扱事業者に補助金を交付します。なお、各店舗等からの補助金申請書類は、後付け装置取扱事業者にてとりまとめて郵送いただきます。
- なお、補助金交付の対象となるのは、後付け装置取扱事業者の決定通知の日以降に、当該後付け装置取扱事業者の店舗等において取付けを完了した装置となります。

- 後付け装置取扱事業者としての認定を希望する方は、センターが定める「安全運転サポート車普及促進事業費補助金 交付規程」\*をよくご理解の上、これに基づき申請書類を作成し、下記に郵便または宅配便で送付ください。

※別添「交付規程（案）」は、現在、国において審査・確認中のものであり、今後、変更の可能性のあることをご承知おきください。

※申請書類のうち、第1号様式別添「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」については、当センターホームページの告知欄に掲載のエクセルシート「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」をダウンロードの上作成いただき、第1号様式に紙で添付しご送付いただくとともに、下記にe-mailでご送付ください。

e-mail: [sapocar\\_atoduke@cev-pc.or.jp](mailto:sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp)

e-mailのタイトル: 「店舗等の一覧」

## ○ 認定申請期間

令和2年2月17日（月）より申請受付を開始し、事業期間中は、常時受け付けます。

## ○ 認定審査結果

審査の結果、後付け装置取扱事業者として認定された者については、その旨を通知するとともに、センターのホームページにおいて公表します（店舗等の一覧も含む）。

### 【後付け装置取扱事業者 認定申請書類 送付先】

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目16番3号  
日本橋木村ビル9階

次世代自動車振興センター サポカー普及促進準備室

【お問合せ】

国土交通省

自動車局技術政策課 小磯、玉屋、伊堂寺

TEL : 03-5253-8111 (内線 42254) FAX : 03-5253-1639

経済産業省

製造産業局自動車課 眞柳、小林

TEL : 03-3501-1511 (内線 3875) FAX : 03-3501-6691

次世代自動車振興センター

e-mail : [sapocar\\_atoduke@cev-pc.or.jp](mailto:sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp)

FAX : 03-3548-3232

※お問合せは、e-mail または FAX でお願いいたします。電話での  
お問合せはご遠慮ください。

以上